

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 宅地造成等規制法施行令の一部改正

一 宅地造成に関する工事において設置すべき施設の追加

法第九条第一項の政令で定める施設は、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留とすること。  
(第四条関係)

二 造成宅地防災区域の指定の基準

- 1 法第二十条第一項の政令で定める基準を、次のいずれかに該当する一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。）の区域であることとすること。
    - イ 次のいずれかに該当する一団の造成宅地の区域（盛土をした土地の区域に限る。2のハにおいて同じ。）であつて、安定計算によつて、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが確かめられたもの
- (1) 盛土をした土地の面積が三千平方メートル以上であり、かつ、盛土をしたことにより、当該盛

土をした土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入しているもの

(2) 盛土をする前の地盤面が水平面に対し二十度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが五メートル以上であるもの

ロ 切土又は盛土をした後の地盤の滑動、宅地造成に関する工事により設置された擁壁の沈下、切土又は盛土をした土地の部分に生じた崖の崩落その他これらに類する事象が生じている一団の造成宅地の区域

2 1のイの計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならないものとする。

イ 地震力については、当該盛土の自重に、水平震度として〇・二五に建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するZの数値を乗じて得た数値を乗じて得た数値

ロ 自重については、実況に応じて計算された数値。ただし、別表第二の単位体積重量を用いて計算された数値を用いることができることとする。

ハ 盛土の滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、次に掲げる一団の造成宅地の区域の区分に応じ、それぞれに定める滑り面に対する抵抗力であつて、実況に応じて計算された数

値。ただし、別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができることとする。

(1) 1のイの(1)に該当する一団の造成宅地の区域 盛土の形状及び土質から想定される滑り面であつて、複数の円弧又は直線によつて構成されるもの

(2) 1のイの(2)に該当する一団の造成宅地の区域 盛土の形状及び土質から想定される滑り面であつて、単一の円弧によつて構成されるもの

(第十九条関係)

## 第二 都市計画法施行令の一部改正

### 一 開発許可の基準の技術的細目の見直し

地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられているものとする。

(第二十八条関係)

### 二 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準の見直し

開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準として、崖崩れ<sup>がけ</sup>その他による災害の防止に係る基準を追加するものとする。

(第三十六条関係)

第三 その他関係政令について所要の改正を行うものとする事。

#### 第四 附則

一 この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年九月三十日）から施行するものとする事。

（附則第一項関係）

二 所要の経過措置を定めるものとする事。

（附則第二項及び第三項関係）

